

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年1月21日)

【 件 名 】

- 1 「年末生活相談窓口」の結果について
(福祉保健課)・・・1
- 2 「鳥取県障がい者プラン(鳥取県障がい者計画、鳥取県障がい福祉計画)」の検討
状況及びパブリックコメントの実施について
(障がい福祉課)・・・2
- 3 「鳥取県手話施策推進計画」の検討状況及びパブリックコメントの実施について
(障がい福祉課)・・・4
- 4 全国高校生手話パフォーマンス甲子園について
(障がい福祉課)・・・8
- 5 平成26年度第1回鳥取県医療・療育連携会議の開催について
(子ども発達支援課)・・・9
- 6 第1回岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループについて
(医療政策課)・・・10
- 7 理学療法士等の需要状況調査結果の概要について
(医療政策課)・・・12
- 8 届出保育施設への事業停止命令について
(東部福祉保健事務所)・・・15

福祉保健部

「年末生活相談窓口」の結果について

平成27年1月21日
 福祉保健課
 暮らしの安心局住まいまちづくり課
 雇用人材総室労働政策室
 " 就業支援室

会社を離職された方、県内就職を希望される帰省中の方、生活に困窮されている方、住まいにお困りの方などを対象に、行政機関等が業務を停止している年末に年末相談窓口を開設しました。その結果は、次のとおりです。

1 期日 平成26年12月29日(月)、30日(火) 10:00~18:00

2 相談内容、開設場所

相談内容	開設場所
就職・Uターン (離職者、求職者、県内就職希望帰省者等)	ミドル・シニア仕事ぶらざ (鳥取、倉吉、米子)
生活 (生活困窮相談、生活福祉資金貸付、生活保護等)	県庁本庁舎県民室 (とっとりパーソナルサポートセンター、鳥取県社会福祉協議会、県福祉保健課・住まいまちづくり課が共同で開設)
住まい (県営住宅への入居等)	

※各窓口が連携してワンストップサービスを提供。

3 結果

・相談件数は延べ66件(相談者60人) ※前年度は延べ37件(相談者35人)

【相談内容別件数】

会場	職業	Uターン	生活福祉資金等	生活保護	住宅	その他	計
仕事ぶらざ鳥取	19件	1件	0件	0件	0件	1件	21件
仕事ぶらざ倉吉	14件	0件	0件	0件	0件	0件	14件
仕事ぶらざ米子	5件	0件	0件	0件	0件	0件	5件
県庁県民室	0件	0件	7件	3件	8件	8件	26件
計	38件	1件	7件	3件	8件	9件	66件
(参考)H25年末	12件	—	8件	4件	4件	9件	37件

「鳥取県障がい者プラン（鳥取県障がい者計画・鳥取県障がい福祉計画）」の検討状況及びパブリックコメントの実施について

平成27年1月21日
障がい福祉課

現在、「鳥取県障がい者プラン（鳥取県障がい者計画・鳥取県障がい福祉計画）」を作成中であり、今月下旬からパブリックコメントの実施を予定しています。ついては、当該プラン（案）の概要と、検討状況について報告します。

1 プラン（案）の概要について

(1) プランの位置づけ

- 障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者計画」及び障害者総合支援法第89条に規定する「都道府県障害福祉計画」とする。
- プランの期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とし、障がい福祉計画に該当する部分は3年に一度見直すこととする。
- 障害福祉サービスのみならず、医療、情報アクセス・コミュニケーション支援、教育、スポーツ・文化芸術活動、権利擁護・虐待防止、防災・防犯対策、住宅、バリアフリー、雇用・就業など幅広い分野において障がいの地域生活を支援する、計画的かつ総合的な取組を進めるためのものとする。

(2) 策定の考え方

新たな国の障害者基本計画（平成25年9月）及び基本指針（平成26年5月）、県内の障がい者の現状及び今後の見通し、並びに国内外の障がい者を取り巻く環境等の変化等を踏まえながら策定する。

(3) 策定にあたっての留意事項

- 障がい当事者及び家族等からの意見をプランに反映させるため、以下の取組等を行った。
- 障がい者施策に係る県の附属機関である鳥取県障害者施策推進協議会や鳥取県地域自立支援協議会でプランの内容を検討。
- 県の未来づくり推進本部プロジェクトチーム「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」において、障がい当事者等から意見・要望を伺った。
- 「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」を実施。

(4) 基本理念

基本理念を「ともに生きる地域社会の構築」とし、具体的基本目標を「地域で安心して暮らす」、「地域で学び、働き、社会参加を促進する」、「ともに暮らす社会への実現」とする。

(5) 各分野別施策の基本的方向 ※今プランの新設分野には（新）と付記

分野	取組内容
①生活支援	相談支援体制の充実、在宅サービス等の充実、障がい児支援の充実、サービスの質の向上等、人材の育成・確保、福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の育成
②保健・医療	保健・医療の充実等、精神保健・医療の提供等、人材の育成・確保、難病に関する施策の推進、障がいの原因となる疾病等の予防・治療
③安心・安全（新）	防災対策等の推進、防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済
④情報アクセス・コミュニケーション支援	情報アクセス・コミュニケーション支援の充実、情報提供の充実等、意思疎通支援の充実、行政情報の配慮、手話言語条例に基づく施策の展開
⑤生活環境	住宅の確保、公共交通機関のバリアフリー化の推進等、公共的施設等のバリアフリー化の推進、福祉のまちづくりの推進
⑥雇用・就業等	障がい者雇用の促進、特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進、総合的な就労支援、障がい特性に応じた就労支援、就労の底上げ、年金・手当等
⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ	教育、文化芸術活動の推進、障がい者スポーツ等の推進
⑧差別の解消及び権利擁護の推進（新）	障がいを理由とする差別解消の推進、権利擁護の推進、行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
⑨あいサポート運動の推進等（新）	あいサポート運動の推進、障がい及び障がい者理解の促進、ボランティア活動等の推進

(6) その他（障がい福祉計画に係る成果目標等）

平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を定めることとする。

【成果目標】

- 施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホーム、自宅等に移行する者数の増、等
- 精神科病院からの退院及び地域移行を促進し社会的入院の解消を進めるため、長期在院者数の減、等
- 障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づ

くり等)の集約等を行う拠点等の整備

○福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者数の増、等

2 検討にあたってのこれまでの経緯

日時	事項	内容
H26,4,22	第1回 PT 会議	PT で取り扱うテーマ(※)の検討、進め方等確認、情報・課題共有 ※公共施設等のバリアフリー化、県の手続き等の点検・見直し、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者優先調達の推進、障がい者プランの5テーマ
H26,5,1	第1回合同幹事会 (PT 関連)	
H26,5,20	障がい当事者団体等から意見を聞く会(PT 関連) ※身体障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、自閉症・発達障がい、精神障がいの当事者・家族が参画	障がい当事者の実態把握、意見・要望等とりまとめ
H26,5,23	情報アクセス・コミュニケーション研究会 (PT 関連) ※視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、音声機能障がいの当事者が参画	
H26, 6,1~	「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」実施 ※手帳所持者(身体・知的)、入院・通院(精神)、入所者等へアンケート配布	
H26,7,10	第1回鳥取県施策推進協議会	プラン(骨子)検討
H26,7,28	第1回鳥取県地域自立支援協議会	プラン(骨子)検討
H26,8,26	事業者・関係機関から意見を聞く会	
H26,9,2	第2回合同幹事会 (PT 関連)	検討状況確認、具体的施策のとりまとめ
H26,9,8	第2回 PT 会議	
H26,10,20	第2回鳥取県施策推進協議会	プラン(素案)検討
H26,11,17	第2回鳥取県地域自立支援協議会	プラン(素案)検討
H26,12,16	鳥取県施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会でプラン(案)について意見照会	プラン(案)検討
H27,1,23~ H27,2,10(予定)	プラン(案)に対するパブリックコメントの実施	
H27,1,30(予定)	第3回合同幹事会 (PT 関連)	施策への反映結果、次年度以降の方向性の確認
H27,3(予定)	第3回 PT 会議	
H27,3(予定)	第3回鳥取県施策推進協議会	
H27,3(予定)	第3回鳥取県地域自立支援協議会	

(参考) 障がい当事者・家族等からの意見等への反映

<PT 関係で出された主な意見>

- 介助者なしで一人で自由に移動できる環境がよい。
- 民間施設のバリアフリー化の促進
- 障がい特性に応じたトイレの整備が必要
- 災害時に避難所となる学校のバリアフリー化
- 施設の表示をわかりやすくしてほしい
- 障がい特性を理解して対応してほしい
- あいサポート運動を推進してほしい
- 音声情報だけ、文字情報だけに偏らず、様々な形態で情報を提供してほしい
- 緊急時の情報が得られるようにしてほしい
- 災害時の対応について不安がある

<ニーズ調査の結果概要>

- アンケート設問項目において、在宅生活支援では、「経済的負担の軽減」等、外出支援では「公共交通の利便性向上」等、就労支援では「職場の理解」等、災害時の支援では「避難所の設備不安」等、といった回答があった。
- 自由意見記載欄において、雇用関係では「雇用の増」等、周囲への要望では「障がいへの理解促進」等、将来への不安では「親、家族亡き後の不安」等、年金・医療関係では「サービス・支援の充実」等、福祉制度関係では「行政から情報の積極的な提供」等、社会的参加関係では「バリアフリー化の促進」等、意見があった。

「鳥取県手話施策推進計画」の検討状況及びパブリックコメントの実施について

平成27年1月21日
障がい福祉課

鳥取県では、平成25年10月に制定された鳥取県手話言語条例に基づき、「鳥取県手話施策推進計画」の策定に向けて検討を進めています。この計画では、今後継続的に手話施策を推進するために必要な取組の基本方針を定めることにしています。平成26年3月以降、鳥取県手話施策推進協議会において計画内容の検討を行っていますので、下記のとおり同協議会での検討状況を報告します。

また今後、手話施策推進計画（案）に係るパブリックコメントを実施する予定ですので、併せてその概要を報告します。

記

第1 鳥取県手話施策推進計画の検討状況

1 協議会の概要

(1) 名称 鳥取県手話施策推進協議会

(2) 目的

鳥取県手話言語条例第17条に基づき設置される合議体で、次の2つの役割を担う。

① 県が、鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定める際、知事に意見すること。

② その他、条例の施行に関する重要事項について、知事に意見すること。

(3) 委員構成

ア 委員 8名

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	(公社) 鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長 ろう者
	(公社) 鳥取県聴覚障害者協会事務局次長	戸羽 伸一	ろう者
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	(社福) 鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	(独法) 国立病院機構 鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
その他	(前) 鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

イ オブザーバー 10名

区分	所属等	氏名	備考
教育	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
市町村	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
その他	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	鳥取県病院局長	福田 健	
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上 席チームリーダー	石井 靖乃	

※ 事務局：障がい福祉課、教育委員会事務局特別支援教育課

2 協議会での議論等

(1) 協議会（平成26年3月25日）の概要

計画の全体イメージ、構成等に関して議論を行った。

(2) 手話に関するアンケートを実施（平成26年6月～8月）

ろう者、手話関係者、一般県民を対象にアンケート調査を行った。多くの人が条例について知っているが未だ約2割の県民は条例のことを知らないこと、ろう者、手話関係者の約半数が防災分野でろう者への配慮が全くなされていないと感じていること、ろう者、手話関係者も含め、多くの県民が地域においてろう者への配慮が全くなされていないと感じていること等が分かった。

(3) 協議会（平成26年10月23日）の概要

前回の議論、手話に関するアンケート結果を踏まえ、事務局で作成した鳥取県手話施策推進計画（素案）を提示し、意見交換を行った。特に教育分野での手話の普及に関して熱心な議論が交わされた。

(4) 協議会（平成26年12月25日）の概要

前回協議会で得られた意見を踏まえ、事務局で再検討した計画（案）を提示し、これをもとに議論を行い、パブリックコメントの実施について了解が得られた。特に県職員の手話学習、教育分野での手話の普及に関して熱心な議論が交わされた。

第2 鳥取県手話施策推進計画（案）について

1 計画の位置付け

- 鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの。
- 条例第8条第1項で定められているとおり、本計画のエッセンスを「鳥取県障害者計画」に盛り込む。

（参考）鳥取県手話言語条例（抜粋）

（計画の策定及び推進）

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

2 計画期間 平成27年度から平成35年度まで（鳥取県障害者計画と同じ。）

3 鳥取県手話施策推進計画（案）の概要

別添「鳥取県手話施策推進計画（案）の概要」を参照。

第3 鳥取県手話施策推進計画（案）に関するパブリックコメントの概要

1 意見募集の方法

(1) 募集期間

平成27年1月23日（金）から同年2月10日（火）までを予定。

(2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置）

2 今後のスケジュール

平成27年1月～2月 パブリックコメントの実施（この期間内に計画（案）の県民説明会も実施）

平成27年3月 鳥取県手話施策推進協議会にて審議、計画策定

鳥取県手話施策推進計画（案）の概要

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、条例第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

2 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及

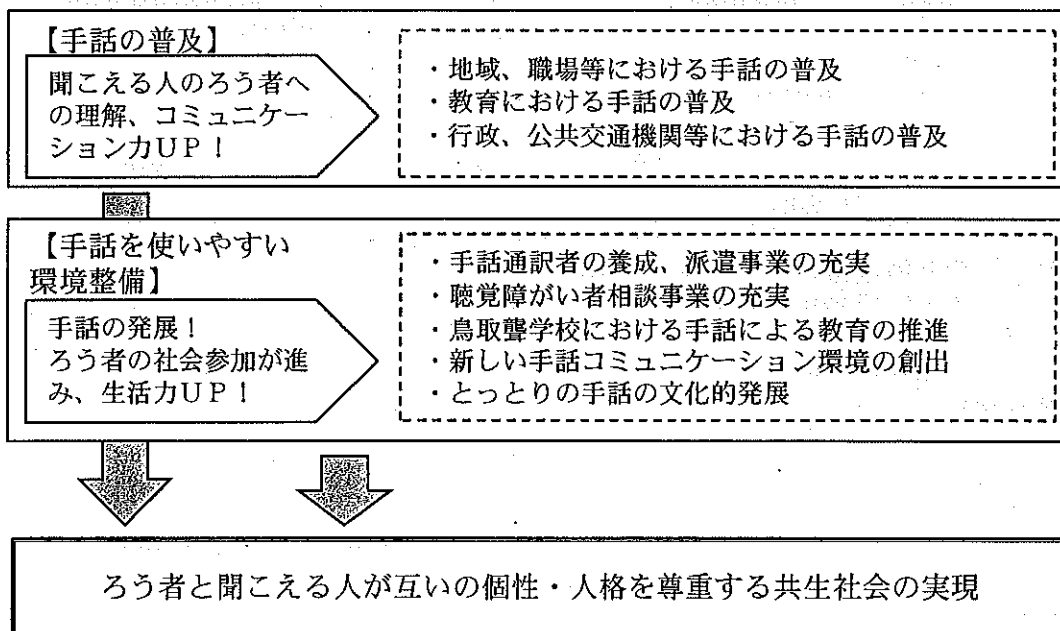
人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。だからこそ手話の普及は、手話表現を覚えるだけでなく、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの大切さ、喜びを感じあうことを通じて、互いの理解を深め、学びあうことを大切に推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の感性を大切にし、ろう者のニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

3 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



4 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等では普段の風景の中に手話が溶け込み、ろう者

の周りに手話が溢れ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校において指名される手話推進員（仮称）が中心となって着実に取組を進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及

ろう者への理解、手話学習を進め、ろう者の目線に立ったサービスの提供を行います。行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進め、併せて現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、受身ではなく、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。また、福祉施設入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、交流機会の創出も検討します。

ウ 鳥取聾学校における「手話による教育」の推進

教諭の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくとともに、ろう教諭とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。ろう児の保護者に対しては、早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話が身近に感じられる環境を提供します。

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、施設入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

オ とっとりの手話の文化的発展

地域手話の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展を促進します。

全国高校生手話パフォーマンス甲子園について

平成27年1月21日

障がい福祉課

全国高校生手話パフォーマンス甲子園について、昨年11月23日に開催した第1回大会に引き続き、第2回大会を平成27年秋に開催することを検討しています。

1月22日(木)に開催する手話パフォーマンス甲子園実行委員会第4回総会において、第2回大会の計画について審議することとしています。

第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 開催(案)

- 1 開催時期 平成27年秋
- 2 会場 西部地区
- 3 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会
- 4 主な内容
 - (1) 開会式
 - (2) チーム演技(手話を使ったダンス、歌唱、演劇など)
 - (3) ゲスト演技
 - (4) 表彰式
- 5 スケジュール
 - (1) 2月頃 募集要項告知
 - (2) 7月頃 各チーム応募締切、予選審査(審査員によるビデオ審査)
- 6 交流会
前日に、参加チーム及び関係者による交流会を開催する。(会場:西部地区)
- 7 第1回大会参加チームアンケート、反省会等で出た主な意見(会場、日程に関するもの)
 - ・今後も是非継続してほしい。
 - ・一般の方がたくさん来場できる会場にしてほしい。
 - ・会場が暑かった。
 - ・参加校数が多く時間も長い。遠方から参加するにはもっと早い時間に終了するとありがたい。
 - ・3連休を活用できた日程だったので、学校の授業等に支障なく参加することができた。遠方からの参加を考えると適切な開催時期だった。
 - ・鳥取砂丘など見て楽しく過ごした。来年は米子・境港を見学して帰りたい。
 - ・できるだけはよい時期に募集案内をしてほしい。
 - ・交流会の会場が狭く、手話を使おうとしても手を動かすことが難しい時があった。
 - ・交流会の会場が遠く、会場までのバスに乗るため鳥取に着いてからの行動が制限された。
- 8 その他
 - ・本事業は、日本財団から実行委員会へ10分の10の助成を行い実施するものである。

平成26年度第1回鳥取県医療・療育連携会議の開催について

平成27年1月21日
子ども発達支援課

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者及び発達障がい児者が地域で生き生きと暮らすことが出来るために、医療と療育の連携方法、地域資源の活用方策、鳥取県版療育体制の構築等について協議を行う「鳥取県医療・療育連携会議」を立ち上げ、第1回目の会議を下記のとおり開催しましたので、その概要を報告します。

記

- 1 日時 1月16日(金) 午前10時から正午まで
- 2 会場 第4応接室(本庁舎3階)
- 3 出席者

区分	所属	職名	氏名	備考
座長		副知事	林 昭男	
構成員	県立中央病院	院長	日野 理彦	
		小児科部長	宇都宮 靖	
	県立厚生病院	院長	井藤 久雄	
		小児科部長	奈良井 栄	
	中部療育園	園長	鱸 俊朗	本務：総合療育センター院長
	総合療育センター	副院長	汐田 まどか	
		療育シニアディレクター	北原 侑	
	鳥取療育園	園長	前岡 幸憲	
	病院局	病院事業管理者	渡部 哲哉	
	福祉保健部	部長	松田 佐恵子	
健康医療局長		藤井 秀樹		
事務局	病院局	局長	福田 健	
	福祉保健部	子育て王国推進局長	森田 靖彦	

4 主な意見

- 療育体制を構築していくためには、医療機関と療育機関の連携が重要である。
- 高度急性期医療を担っている県立病院と、療養型の療育機関との機能の違いを認識しながら議論する必要がある。
- 保護者が抱える健診後や退院後の生活の不安を払拭し、地域で安心して生活できる支援体制を構築していく必要がある。
- 発達障がいに関しては、医療だけでは解決しない。地域での健診体制や健診後のフォロー体制を確立していくことが必要である。
- 医療と福祉、医療と医療をコーディネートできる人材が必要である。
- 医療機関と療育機関の位置関係については、ハード面の共有や緊急時の対応など連携が常に取れる形態であるならば、医療機関と少し離れたところに療育機関がある形態の方がよい。
- 圏域によって、現状・課題も異なることから、圏域別の会議を開催してほしい。その中で、個別の課題について検討していきたい。
- 今後は、必要に応じて外部の関係者(医療機関、医師会等)を含めたところで議論していきたい。

5 今後のスケジュール

年度内に2回程度会議を開催予定。

第1回岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループについて

平成27年1月21日
医療政策課

岡山大学病院三朝医療センターについては、その将来について、平成23年12月に「岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言」がとりまとめられましたが、その後3年が経過し、岡山大学病院に事務局を置く「岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループ」が昨年末に設置されるとともに、第1回目のワーキンググループが開催されました。

- 1 日 時：平成26年12月25日（木） 15:00～16:45
- 2 場 所：三朝医療センター内
- 3 参集範囲：鳥取県中部医師会長、三朝温泉病院長、三朝町副町長、岡山大学病院長（座長）、三朝医療センター長、鳥取県福祉保健部健康医療局長、鳥取県中部総合事務所福祉保健局長 ほか

4 主な意見

(1) 岡山大学病院側の意見

- ・岡山大学病院自体の経営も厳しい。今年度は、約10億円の赤字を想定。年間1億円以上の赤字を出す三朝医療センターは負担。
- ・岡山大学病院の立場としては、高度・先端医療を担っていくことが大きな役割であり、三朝医療センターは、大学病院としては優先順位が低い。
- ・今後、三朝医療センターに外来機能を独自に持たせることは厳しく、三朝温泉病院とどのような連携ができるか考えていただくとありがたい。

(2) 地元側（中部医師会、三朝飲泉病院、中部医師会、鳥取県）の意見

- ・三朝医療センターは、町内だけでなく、県内外から患者が来ており、温泉を活用した地元にとっても貴重な医療資源。
- ・三朝医療センターの温泉治療は、全国的にも評価されており、こういったものを残すために三朝温泉病院が協力し、お互いに補完できることがあると思う。
- ・提言中の3番目の基本方針を充実していくことが今後の方向性であるので、発展的取組をお願いしたい。また、取組に係る予算の概算要求の状況についても教えてもらいたい。

※ワーキンググループは現在のところ、3回開催予定であり、第2回目は1月29日（木）、第3回目は2月24日（火）の予定。

【参考1】

「岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言」（平成23年12月）における基本方針

- ①三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備した上で平成24年4月1日から入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
- ②医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
- ③地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

【参考2】

岡山大学地球物質科学研究センターについて

昭和60年4月に岡山大学温泉研究所を全国共同利用施設として地球内部研究センターに改組転換し、固体地球研究センター（平成7年4月～平成17年3月）を経て、平成17年4月より現在の地球物質科学研究センターとして運営されている。また平成19年4月より、本センターを母体として岡山大学大学院自然科学研究科地球物質科学専攻が設置され、世界を先導できる次世代研究者育成を目的とした大学院教育を、より積極的に行うための環境整備が進んでいる。

センターでは、科学的温泉医療の研究を進めようとしているだけでなく、ロシアに落下した隕石や、小惑星探査機「はやぶさ」が持ち帰った「小惑星イトカワ」の回収試料を研究している。

岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループ設置要項

制定 平成26年11月27日

(設置)

第1条 岡山大学病院に、岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置く。

(目的)

第2条 ワーキングは、岡山大学病院三朝医療センターに関する諸問題を審議し、解決に向けての調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 ワーキングは、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 岡山県医師会副会長
- 二 鳥取県中部医師会長
- 三 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院長
- 四 鳥取県福祉保健部健康医療局長
- 五 鳥取県中部総合事務所福祉保健局長
- 六 三朝町副町長
- 七 三朝町子育て健康課長
- 八 鳥取県中部医師会事務長
- 九 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院事務部長
- 十 岡山大学理事（病院担当）
- 十一 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長
- 十二 岡山大学病院副病院長（企画運営担当）
- 十三 岡山大学病院三朝医療センター長
- 十四 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科社会環境生命科学専攻総合社会医科学講座
医療政策・医療経済学教授
- 十五 岡山大学病院看護部長
- 十六 岡山大学病院事務部長
- 十七 岡山大学病院三朝医療センター事務室長
- 十八 その他学識経験を有する者

(座長)

第4条 ワーキングに座長を置き、前条第10号の者をもって充てる。

(会議)

第5条 座長は、必要の都度ワーキングを招集し、その議長となる。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めた場合には、構成員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 ワーキングの事務は、岡山大学病院総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月27日から施行する。

理学療法士等の需要状況調査結果の概要について

平成27年1月21日

医療政策課

理学療法士等養成施設に在学する生徒を対象とした修学資金貸付けを行うことにより、将来の本県の医療を担う医療従事者の確保を図っています。各医療機関等施設における理学療法士等の在職状況や需要を把握するため、アンケート調査を実施しましたので、その調査結果の概要を報告します。

1 調査の概要

- (1) 調査日 平成26年9月1日
- (2) 調査内容 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置数、不足数、今後の採用予定人数、施設における理学療法士等数の充足感等
- (3) 調査施設 322施設
(病院:45、診療所:144、高齢者施設:125(介護老人福祉施設:39、介護老人保健施設:46、訪問看護ステーション:40)、障がい者施設:8)
- (4) 回答施設数 219施設(回答率:68.0% 病院及び介護老人保健施設は100%)
(病院:45、診療所:73、高齢者施設:95(介護老人福祉施設:28、介護老人保健施設:46、訪問看護ステーション:21)、障がい者施設:6)

2 結果の概要

(1) 理学療法士等配置数

(単位:人)

区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	438	327	132	897
診療所	42	20	3	65
高齢者施設	130	95	21	246
障がい者施設	4	4	4	12
合計	614	446	160	1220
東部	179	137	41	357
中部	135	78	25	238
西部	300	231	94	625
(参考)H25調査時点	599	413	150	1162

※H25調査は、調査日:平成25年9月1日

(2) 現在の不足数

(単位:人)

区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	34	31	18	83
診療所	10	8	2	20
高齢者施設	26	17	10	53
障がい者施設	0	1	0	1
合計	70	57	30	157
東部	37	31	18	86
中部	14	9	4	27
西部	19	17	8	44
(参考)H25調査時点	46	49	33	128

(3) 現在の充足率

(単位：%)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	93	91	88	92
診療所	81	71	60	76
高齢者施設	83	85	70	82
障がい者施設	100	80	100	92
合計	90	89	84	91
東部	83	82	69	80
中部	91	90	86	90
西部	94	93	92	93

$$\text{充足率} = \frac{\text{現在の配置数}}{\text{現在の配置数} + \text{現在の不足数}}$$

(4) 各施設ごとの充足感

(単位：施設数)

区分		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
病院	充足している	25 (62.5%)	23 (57.5%)	22 (66.7%)
	やや不足している	14 (35.0%)	15 (37.5%)	8 (24.2%)
	大変不足している	1 (2.5%)	2 (5.0%)	3 (9.1%)
診療所	充足している	6 (42.9%)	4 (36.4%)	2 (33.3%)
	やや不足している	5 (35.7%)	5 (45.5%)	3 (50.0%)
	大変不足している	3 (21.4%)	2 (18.1%)	2 (33.3%)
高齢者施設	充足している	22 (44.0%)	22 (48.9%)	10 (45.4%)
	やや不足している	19 (38.0%)	15 (33.3%)	7 (31.9%)
	大変不足している	9 (18.0%)	8 (17.8%)	5 (22.7%)
障がい者施設	充足している	2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (66.7%)
	やや不足している	2 (40.0%)	3 (60.0%)	1 (33.3%)
	大変不足している	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
合計	充足している	55 (50.5%)	50 (49.5%)	37 (57.8%)
	やや不足している	40 (36.7%)	38 (37.6%)	17 (26.6%)
	大変不足している	14 (12.8%)	13 (12.9%)	10 (15.6%)

(5) 今後の採用予定(希望)数

(単位：人)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計(※2)
平成26年度(※1)	50	38	18	106 (退28, 増78)
平成27年度	54	45	21	120 (退21, 増99)
平成28年度	7	8	3	18 (退1, 増17)
平成29年度	4	4	1	9 (退1, 増8)
平成30年度	4	3	1	8 (退1, 増7)
平成31～33年度	6	6	6	18 (退5, 増13)
合計(26年度を除く)	75	66	32	173 (退29, 増144)
東部	35	33	12	80 (退15, 増65)
中部	13	9	6	28 (退2, 増26)
西部	27	24	14	65 (退12, 増53)

※1 平成26年度については、平成26年9月1日現在までの採用実績

※2 合計欄の()の「退」は「退職補充」、「増」は「増員」

<参考>理学療法士等修学資金貸付金の状況

○対象者

理学療法士等養成施設に在学している者であり、卒業後鳥取県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする意思がある者

○対象者ごとの新規貸付実績

(単位：人)

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
理学療法士	64	45	42	46	52	44	49
作業療法士	30	27	27	23	20	23	24
言語聴覚士	1	8	10	10	8	13	7
合計	95	80	79	79	80	80	80

○貸付年度における県内就職状況

(単位：人)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付者数(A)	30	79	92	73	95	80
うち有資格者(B)	28	74	76	59	65	55
県内就職者数(C)	23	54	51	40	61	44
内 理学療法士	13	35	25	26	41	27
内 作業療法士	8	16	21	12	20	12
内 言語聴覚士	2	3	5	2	0	5
県内定着率(C/A)	76.7%	68.4%	55.4%	54.8%	64.2%	55.0%
県内定着率(C/B) (有資格者に限る)	82.1%	73.0%	67.1%	67.8%	93.8%	80.0%

有資格者：貸付者のうち養成施設を卒業し、国家試験に合格した者

平成16年度～21年度の県内定着率の平均 $273人 / 449人 = 60.8\%$

平成16年度～21年度の有資格者に限った県内定着率の平均

$273人 / 357人 = 76.4\%$

3 まとめ

- ・調査施設のうち、理学療法士等の就業先として主な施設は、病院及び介護老人保健施設となっている。
- ・9月1日現在の職員の配置数は、1,220人となっており、平成25年度調査と比べると58人増加している。
- ・今後の採用予定数をみると、平成27年度から平成30年度までの4年間で155名の採用予定であり、内訳では、退職補充より増員の数が高くなっている。
- ・施設区分ごとで見ると、病院については、充足率も高く、また不足感についても、満足していると回答した施設の割合が多くなっている。一方、介護老人保健施設などの高齢者施設の充足率は病院に比べて低くなっている。また、不足感についても、不足していると感じている施設の割合が相対的に高くなっている。
- ・各施設における理学療法士等の業務従事者数は、増加しており、今後も需要が見込まれる。修学資金貸付は、平成17年度から貸付枠の拡大(30名→70名、現在80名)を行っており、近年その効果が出ているが、引き続き修学資金貸付を行い、県内定着を図る必要がある。

届出保育施設への事業停止命令について

平成27年1月21日

東部福祉保健事務所

届出保育施設に対し、児童福祉法第59条第6項の規定により下記のとおり平成26年12月28日付けで事業停止命令を行いましたので、報告します。

1 処分した年月日 平成26年12月28日(日)

2 処分した届出保育施設

施設名：保育所あいう（処分当時、ちびっこランドこやま園と発表(※)）

住所：鳥取県鳥取市湖山町東2丁目165

園長(設置者)：保木本 伸一(ほきもと しんいち)

定員：20人

※当該施設は平成26年10月31日にフランチャイズ本部から除名され、名称変更を求められていたことが先頃判明しました。

おって、平成27年1月19日に東部福祉保健事務所に名称変更届が提出されたため、今後「保育所あいう」と表示します。

3 処分庁 鳥取県東部福祉保健事務所長

4 処分の内容

児童福祉法第59条第6項の規定に基づき、事業の停止を命ずる。

処分理由：次の事実から緊急に児童の生命又は身体の安全を確保するため、事業停止命令を行う。

- ①「認可外保育施設指導監督基準」による職員配置基準より少なく職員配置しており、少ない職員で多くの児童を保育している日もあり危険である。
- ②園長が利用児童に対して、たたく等の虐待を加えていることを確認した。
- ③保育室の衛生環境が悪く、利用児童の事故等につながるおそれがある。

停止期間：平成26年12月28日から平成27年3月31日まで

5 「保育所あいう」への今後の対応

現在実施中の調査の結果に基づき、「保育所あいう」への今後の対応を検討する。

6 今回の事案を踏まえた対応：

再発防止	<ul style="list-style-type: none">・他の21の届出保育施設に関し、緊急調査を行う。・検査方法の見直しを行う。・届出保育施設等の職員を対象に、施設内及び家庭内の虐待に関する研修を実施する。 被措置児童等虐待防止研修会(1/16) 保育士スキルアップ研修会(2/11、12、13)・早期に虐待を発見し対応できるよう、保育・幼児教育施設内の虐待通報の方法を検討する。
保護者の相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・鳥取市役所及び転園後の保育所で随時相談を受け付けている。・なお、1月4日には、鳥取市役所に相談窓口を設置して対応した。

